7　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の18科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては７科目群）すべてにおいて得点があった者であること。

①人体の構造と機能及び疾病　②心理学理論と心理的支援　③社会理論と社会システム　④現代社会と福祉　⑤地域福祉の理論と方法　⑥福祉行財政と福祉計画　⑦社会保障　⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度　⑨低所得者に対する支援と生活保護制度　⑩保健医療サービス　⑪権利擁護と成年後見制度　⑫社会調査の基礎　⑬相談援助の基盤と専門職　⑭相談援助の理論と方法　⑮福祉サービスの組織と経営　⑯高齢者に対する支援と介護保険制度　⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度　⑱就労支援サービス、更生保護制度

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成30年３月15日（木曜日）午後に、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成30年３月15日（木曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、平成30年３月31日（土曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。６の⑴のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引の必要数（「社会福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

10　その他

⑴　試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページhttp://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第30回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成29年８月４日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

試験委員長　坂田　周一

副委員長

秋元　美世	小笠原浩一	川﨑二三彦
後藤　澄江	鶴岡　浩樹	野村　豊子
福田　素生	和気　康太	

委員

相原　佳子	青柳　親房	明渡　陽子
上之園佳子	朝日　雅也	天田　城介
荒井　浩道	石川　正興	井村　修
岩崎　香	岡田　直人	荻野　剛史
小原眞知子	金子　恵美	上山　泰
川島ゆり子	菊池　馨実	木村　容子
今野　広紀	佐藤　博	潮谷　恵美
澁谷　昌史	嶋﨑　尚子	生島　浩
須藤　昌寛	諏訪　徹	髙木　憲司
田澤あけみ	田中　尚	玉野　和志
得津　慎子	所　めぐみ	内藤佳津雄
長倉真寿美	永田　祐	中村　高康
難波　利光	西岡　正次	西田　和弘
西村　幸満	畑本　裕介	原　元彦
福原　宏幸	藤井　博志	伏見　惠文
堀越由紀子	松原　由美	丸谷　浩介
丸山　桂	道中　隆	宮岡　佳子
宮崎　清恵	宮島　渡	森川　美絵
柳田　正明	山縣　文治	山口　麻衣
山田　晋	吉田　輝美	綿　祐二

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第20回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成29年８月４日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験期日　平成30年２月３日（土曜日）及び４日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行財政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行財政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度の試験が免除される。

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間数は275分とする。

⑶　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（平成30年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（平成30年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑱までに掲げる科目とする。

①　人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目

②　現代社会と福祉

③　地域福祉の理論と方法

④　社会保障